

# 秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日

全国統一防火標語

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

この運動は、暖房器具等を取り扱う機会が増える時季を迎え、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐとともに、高齢者を中心とする死者の発生を大幅に減少させることを目指すものです。

## 重点目標



### 1. 住宅防火対策の推進

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

3つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、防災製品（寝具、衣類）を使用し、また、隣近所の協力体制をつくる。



防災品

火がふれて1分程度でも、ほとんど燃え広がりにません。



### 2. 林野火災予防対策の推進

林野火災は、「たき火」、「たばこの火」、「火遊び」など、火気の取り扱いの不注意や不始末によるものが主な原因です。

「たき火」をする時は次のことを守りましょう。

- 強風時や乾燥時にはしない。
- 燃えやすいものがない場所で行う。
- 消火の準備をする。
- 完全に火が消えたことを確認する。



### 3. 放火火災予防対策の推進

雲南消防本部管内では、「放火」による火災が平成15年から平成18年まで、4年連続して火災原因のトップでした。

放火対策の基本は、私たち自身が放火への危機意識を持ち、地域全体で放火されない環境を作ることが大切です。

- 家の周りに新聞・ゴミ箱・ダンボール・可燃ごみなど燃えやすいものを置かない。
- 家の周りに防犯灯などを設置し明るくする。
- 不審な人物を見かけたら隣近所で声を掛け合う。
- 倉庫・物置・車庫には鍵をかける。

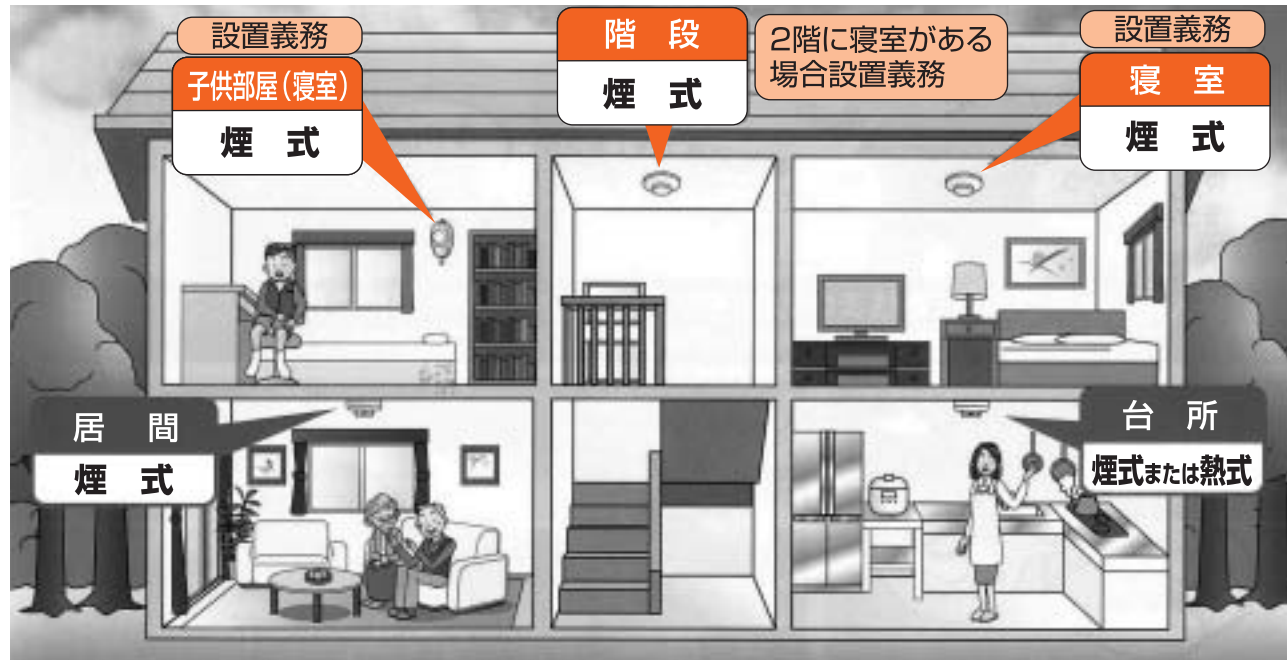
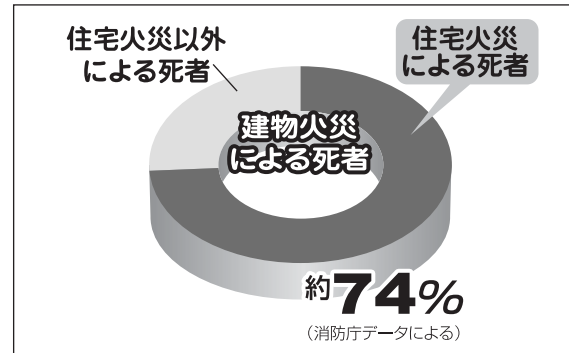
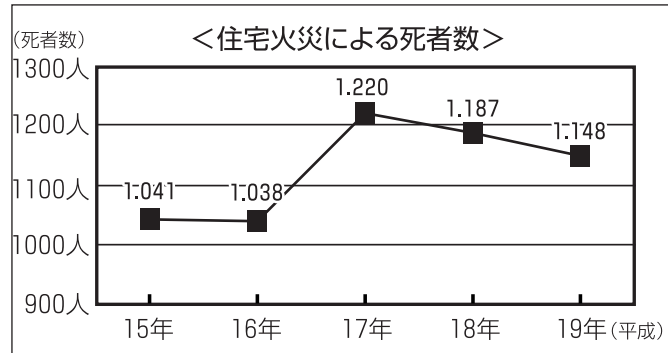
放火されたい環境づくりを！  
ゴミは収集日に出しましょう。



早く取り付けて 早く安心

## 住宅に火災警報器を!!

住宅火災の逃げ遅れによる死傷者を減らすため、個人の住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持管理が義務付けられました。



- 寝室に使う部屋**に取り付けましょう。
- 2階に寝室がある場合は、**階段室**にも必要です。
- 設置義務のない台所や居間などにも設置すると安心です。
- 煙式**の**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 消防検定を受けた**NSマーク(右図)**が付いているものを選びましょう。
- 価格は機能や電池寿命にもよりますが、5,000円～10,000円くらいです。



悪質な訪問販売に  
ご注意!!

県内においても、悪質な訪問販売が発生しています。  
消防署や市・町の職員が訪問し、販売することはありません。